

長期優良住宅化リフォーム推進事業

平成28年4月版

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や三世帯同居など複数世帯の同居に資するリフォームを推進するため、

- ① 工事前のインスペクションの実施※¹
- ② 一定の性能を満たすリフォーム工事又は三世帯同居改修工事
- ③ リフォーム履歴と維持保全計画の作成

を行う事業を公募※²し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

※¹) インスペクションを実施する者の要件は、原則、「インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または建築施工管理技士」としています。

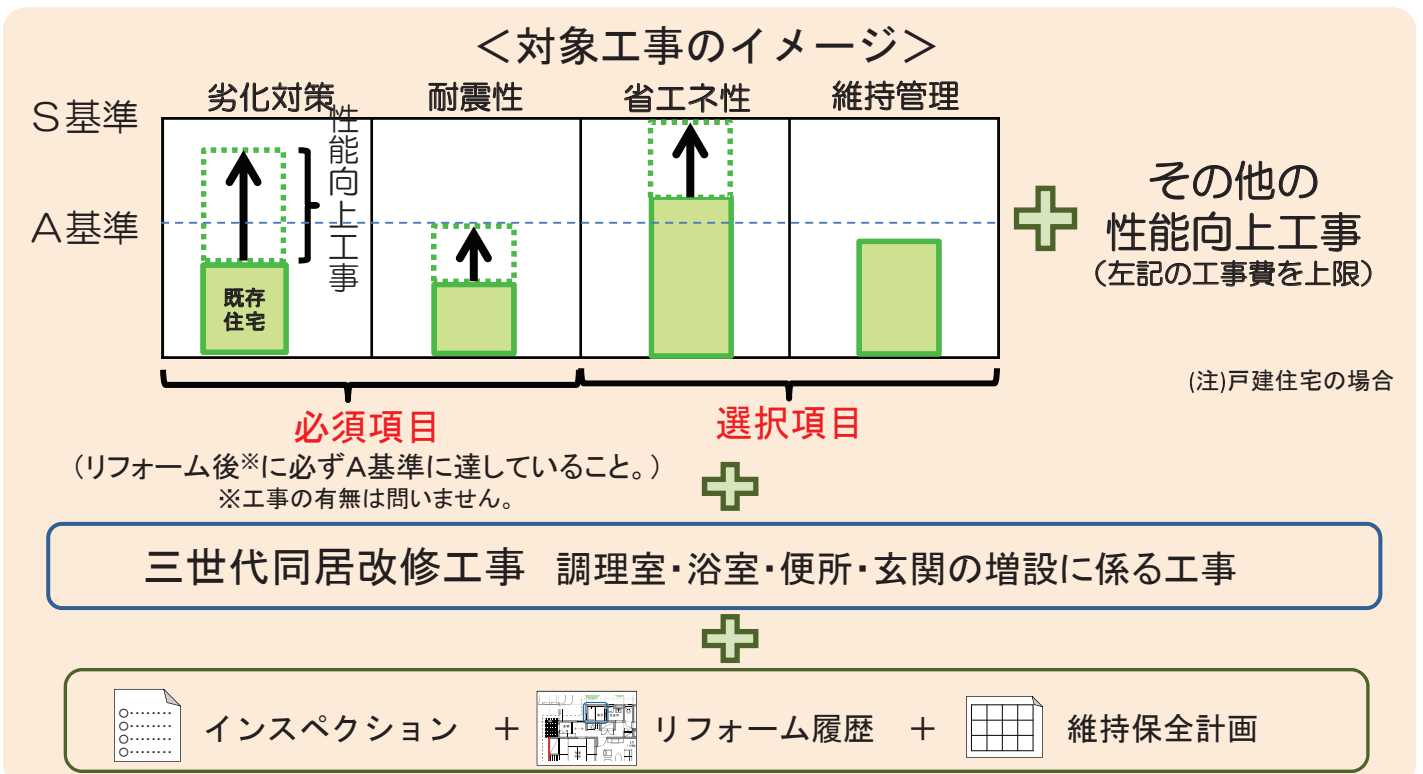
※²) 実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者が行います。

◆どんな住宅が対象になるの？

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の戸建住宅、共同住宅いずれも対象となります。事務所や店舗などの住宅以外の建物は対象外です。

◆どのような工事が対象になるの？

劣化対策や耐震性、省エネ対策など住宅の性能を一定の基準まで向上させる工事が対象となります。また、これらの性能向上工事と一体的に行われる他の工事も、一定の範囲で対象となります。なお、劣化対策と耐震性はリフォーム工事後にA基準を満たしていることが要件となります。



◆どれくらい補助金が出るの？

- 補助率：1/3
- 補助限度額：100万円/戸（長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合は200万円/戸）
※三世帯同居改修工事については、50万円/戸を限度として、上記補助限度額に加算

S基準、A基準とはどのような基準ですか？

→ 劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、長期優良住宅化に資する水準として設定したものです。

- ・ S基準：長期優良住宅（増改築）認定基準の水準
- ・ A基準：S基準には満たないが一定の性能向上が見込まれる水準

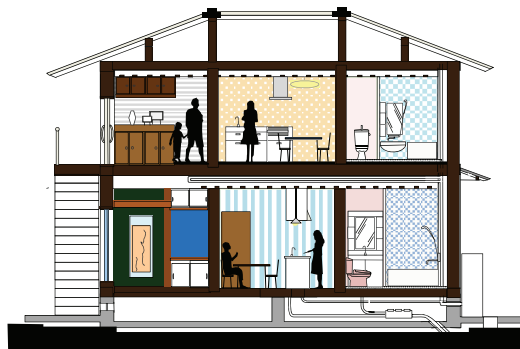
劣化対策（必須）

- 以下について、一定の措置
- ・ 外壁の軸組等
 - ・ 地盤、基礎、土台、床下
 - ・ 浴室及び脱衣室
 - ・ 小屋裏

耐震性（必須）

- 以下のいずれか
- ・ 新耐震建築物
 - ・ 耐震診断 $I_w \geq 1.0$
 - ・ 耐震等級（倒壊等防止）1

< A基準の概要（木造住宅の場合） >



省エネルギー対策

- 以下のいずれか
- ・ 断熱等級3 + 開口部断熱
 - ・ 一次エネ等級4 + 断熱措置
 - ・ 省エネ改修事業相当

維持管理・更新

- 専用配管の構造について、以下のいずれか
- ・ 維持管理対策等級2
 - ・ 同等の代替措置

三世帯同居改修工事

調理室、浴室、便所、玄関の増設工事。工事完了後、これらのうちいずれか2つ以上が複数箇所あること。

誰が申し込むのですか？

→ リフォーム工事の施工業者又は発注者のいずれかです。

① 施工業者申請タイプ



② 発注者申請タイプ



施工業者による申請を行う場合、個社又はグループ申請のいずれかを選択できます。

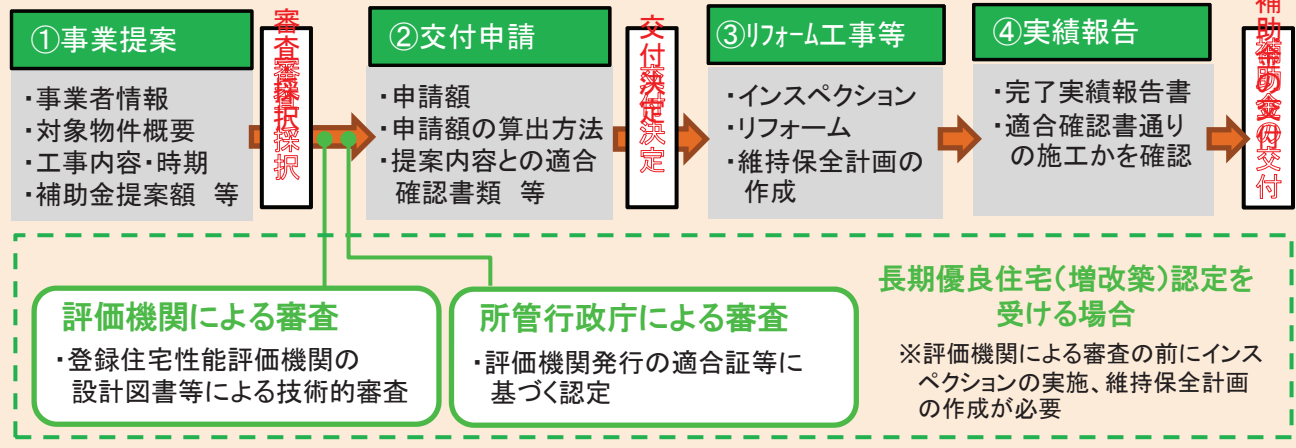
また、買取再販を行う宅建業者による申請も可能です。

どのように申し込めばいいですか？

→ 提案方法、期間等は長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局のホームページで公表します。

- ・ 事務局ホームページ http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- ・ 問合せ先 03-5805-0522

< 事業の大まかな流れ >



平成28年4月から、全ての性能でS基準を満たす場合は、原則として所管行政庁による長期優良住宅（増改築）認定を受けるものを補助対象とします。（平成28年9月末までに交付申請するものは従前の基準でも可とします。）